

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年3月14日～2019年3月20日)

平成31年(2019年)3月25日

H E A D L I N E S	S
<b>政治</b> 下院選挙及び欧州議会選挙に関する世論調査結果 チャプトヴィチ外相の年次外交政策方針演説 モラヴィエツキ首相、ハンガリーを訪問 ソロフ国家安全保障局長官等、欧州合同軍を訪問 ボレル・スペイン外相のポーランド来訪	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<b>治安等</b> ホームレスの減少 自動車の走行距離改ざんに対する罰則強化法案 治安機関、クライストチャーチ銃乱射事件実行犯とポーランドの関係について調査	
<b>経済</b> 下院、英国のEU離脱への備えに関する法案を採択 モラヴィエツキ首相、デジタル税の導入を求める 2月の消費者物価指数 2月のコア・インフレ率 2月の平均賃金 国営精銅企業KGHM社の海外事業に関する動向 道路・鉄道事業に係るコストについて 港湾再開発に係る動向 ポーランド、ドイツ両政府、長期的な産業戦略に係る共同声明を発表 エネルギー集約型産業に対する補助金に関する動向 エミレヴィチ企業技術大臣のエネルギー政策の方向性についての発言 電気自動車関連動向	
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>	

## 政 治

### 内 政

#### 下院選挙及び欧州議会選挙に関する世論調査結果【14日】

14日にジェチポスポリタ紙が報じた世論調査機関IBRISによる下院選挙及び欧州議会選挙における各政党への支持率に関する世論調査(3月9・10日実施)において、与党「法と正義」(PiS)及び統一右派

が下院選挙(支持率:40%)、欧州選挙(同40%)共に首位となった。下院選挙については、市民プラットフォーム(PO;同21%)、「春」、「クキス'15」及び民主左派連合(共に同7%)、欧州議会選挙については、「欧州連立」(同38%)、「春」(同7%)がPiSに続いた。

### 外交・安全保障

#### チャプトヴィチ外相の年次外交政策方針演説【14日】

14日、チャプトヴィチ外相は下院にて恒例の年次外交政策方針演説を行った。同外相は、1989年6月の部分的自由国会選挙以降30年間における旧ソ連からの脱却、EU、NATO加盟等のポーランドの外交の成果を評価した上で、①NATO、特に米国のポーランドにおけるプレゼンスが安全保障上の最大の貢献を行っており、ポーランドは2030年には防衛費の対GDP比2.5%を目指す、②EU諸機関はその本来の目的遂行に資する機関となり、EU市民の信頼を回復すべき、③本年は第二次大戦開戦80周年にあたり、独の対ポーランド戦時補償は重要な問題、④ロシアはウクライナに対する侵略的攻撃を継続し、NATO、EU諸国域内にて様々な種類のテロ活動を行っており、ポーランドはかかる活動に断固として対抗する、⑤本年は日本との外交関係100周年であり、日本企業はポーランドで活発に活動しており、先般発効した日EU・EPAによりポーランド企業の活動活発化にも期待したい旨等述べた。

#### モラヴィエツキ首相、ハンガリーを訪問【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、オルバーン首相の招待によりハンガリーを訪問し、同国の対ハプスブルク独立戦争(1848~49年)記念日祝賀式典に出

席した。モラヴィエツキ首相は、両民族の友情は千年以上に及び、自由のため共に闘ってきたとした上で、より良いハンガリー・ポーランド・欧州のため、そして欧州こそ我が家と考える全ての人のために闘うと述べた。

#### ソロフ国家安全保障局長官等、欧州合同軍を訪問【18日-19日】

18日-19日、ソロフ国家安全保障局長官及びコロル統合参謀本部参謀副長は、ストラズブールにある欧州合同軍(Eurocorps)司令部を訪問した。ポーランドは、近年同軍への派遣を縮小させる意向を示していたが、NATO指揮系統における同軍の重要性の増加に鑑み、同軍への部隊派遣の増加等、協力強化の姿勢を示した。

#### ボレル・スペイン外相のポーランド来訪【19日】

19日、ボレル・スペイン外相がワルシャワを訪問し、チャプトヴィチ外相と主としてEU及び欧州統合の将来について協議した。チャプトヴィチ外相は、両国のようなEUの重要国は協力しなければならず、それにより欧州の事業に多くの貢献が出来るとした上で、欧州統合を独仏間の協力に限定させることはできない旨述べた。

## 治 安 等

#### ホームレスの減少【15日】

政府は、国内のホームレスの総数に関して定期的に調査を行っており、同調査によれば、2018年の国内在住ホームレスの総数は30,300人で、前年比9%減となった。ホームレスが多いのは、マゾヴィエツキエ県、シロンスキエ県、ポモルスキエ県とされ、ホームレスの総数は、シフェントクシスキエ県を除く全県で減少傾向にある。

#### 自動車の走行距離改ざんに対する罰則強化法案【15日】

15日、下院は、自動車の走行距離改ざんに対す

る罰則強化を定めた改正法案を可決した。ポーランドでは海外から輸入される中古車のメーター巻き戻しなどの走行距離改ざんが問題となっており、同法案は同問題への対応を目的としたもので、走行距離改ざんを行なった者に3か月以上5年以下の自由剥奪を課すものとなっている。今後、同法案は上院に送られる。

#### 治安機関、クライストチャーチ銃乱射事件実行犯とポーランドの関係について調査【18日、20日】

当地ラジオ局 RMF によれば、ポーランド治安機関は、3月15日にニュージーランド・クライストチャー

チで発生したモスクに対する銃乱射事件実行犯とポーランドとの関係について調査を進めている。同テロ実行犯とされるブレントン・タラント容疑者は、インターネット上に公開した犯行声明文でポーランドへの渡航をほのめかしており、携帯電話のログイン記録からも同容疑者が2018年12月にリトアニア経由で陸路ポーランドに渡航していることが確認されている。

る。また、同容疑者が事件の際に使用した銃器にも、ポーランド軍がオスマン・トルコ軍による第二次ウイーン包囲を打ち破った年である1683の年号と、同戦闘に関わったポーランド軍指揮官フェリクス・カジミエシュ・ポトツキの氏名が刻み込まれていたとされる。治安機関は、ポーランド国内での同容疑者の立ち寄り先等についてさらなる調査を進めている。

## 経 済

### 経済政策

#### 下院、英国のEU離脱への備えに関する法案を採択【15日】

15日、下院は、英国のEUからの「合意なき離脱」に備え、英国国民のポーランド居住に関する原則を規定する法案を採択した。また、英国の金融機関のポーランド人顧客を保護するための法案も可決された。これらの法案には、ポーランドに所在する英国国民及び英国に所在するポーランド国民に対する失業保険の関連保障などが含まれている。

#### モラヴィエツキ首相、デジタル税の導入を求める【18日】

記者会見において、モラヴィエツキ首相はポーランドにおけるデジタル税の導入について述べた。同首相によると、ポーランド政府は他のEU諸国と共にデジタル税を導入したい意向であるが、EUで全会一致が得られない場合、各国は個別に導入を進める必要がある。今月初め、モラヴィエツキ首相は与党「法と正義」(PiS)の新たな政策の資金源の一つとしてデジタル税に言及していた。同税から見込まれる歳入は年間10億ズロチと見積もられている。

## マクロ経済動向・統計

#### 2月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、2月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比1.2%増、対前月比0.4%増となった。

を除いた2月のコア・インフレ率は対前年同月比1.0%増となった(1月は0.8%)。

#### 2月のコア・インフレ率【18日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギー

#### 2月の平均賃金【19日】

中央統計局(GUS)によれば、2月の平均賃金は4,949.42ズロチで、対前年同期比7.6%増、対前月比0.4%減となった。

## ポーランド産業動向

#### 国営精銅企業KGHM社の海外事業に関する動向【15日】

国営精銅企業KGHM社CEOは、今月初旬にチリ・シエラゴルダ鉱山事業に係る減損損失の一部が解消したと述べ、同事業を売却する計画はないとした。

#### 港湾再開発に係る動向【16日】

海事経済・河川交通省によれば、港湾インフラの再開発のために約250億ズロチを投資すると発表した。同再開発では埠頭の拡大、新ターミナルの建設等が計画されているが、特にグダンスク中央港の建設等が重要視されている。

#### 道路・鉄道事業に係るコストについて【15日】

当地報道によれば、道路・鉄道の建設・近代化に係る事業について、最近の応札価格が見積価格を上回ることが多いため、政府が同事業に係る資金の追加調達の可能性もあるとしている。鉄道関連の事業では入札価格が予定価格の2倍以上となっている事例もある。

#### ポーランド、ドイツ両政府、長期的な産業戦略に係る共同声明を発表【18日】

18日、エミレヴィチ企業大臣は、ベルリンで開催されたドイツ・ポーランド経済フォーラムにおいて、両国産業の国際競争力を高める長期的な産業戦略に係る共同声明に合意した。同戦略はデジタル、先端技術、宇宙及び持続可能なエネルギー分野の付加価値化の最大化及び発展を目的としている。

## エネルギー・環境

エネルギー集約型産業に対する補助金に関する  
動向【15日】

14日、内閣常任委員会は、エネルギー集約型産業に対する補助法案(企業技術省提出)を審議する予定であったが延期された。政府筋によれば、財務省が同法案に懐疑的であることや、与党「法と正義」が発表した財政刺激策のため資金確保を行う必要があるとされている。

エミレヴィチ企業技術大臣のエネルギー政策の方向性についての発言【15日】

エミレヴィチ企業技術大臣は、エネルギー政策は、①大気汚染対策と②再生可能エネルギーの普及の2つの課題があると述べた。欧州委員会の太陽光パネル輸入関税撤廃により太陽光発電の商業・

住宅向けの成長期待がある。また、エネルギー省が発表した再生エネルギー法の陸上風力の設置距離の再改正による風力事業の拡大等は、発電容量オークションに中小企業の参入余地を高めると述べた。

電気自動車関連動向【18日】

ポーランドの電力会社が共同設立した ElectroMobility Poland の見込みによれば、ポーランドの電気自動車の大量生産は2023年よりも前に開始される見込みとしている。初期は年間10万台の生産から始まり、20万台へと成長していくとされている。ElectroMobility Poland はドイツの EDAG Engineering との協力を計画している。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年3月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、

政府関連施設(特に軍, 警察, 治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

### 平成31年度前期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年9月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小、中学生用の教科書(平成31年度前期分)を配布しています。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho31.1.semester.pdf>

申込先:[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)(Eメールの場合)

22-696-5006(FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa(郵送の場合)

### 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

### 国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)  
月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】 展覧会「和紙の不思議。紙の秘密」【2月9日(土)～3月31日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて、和紙展が開催中です。

開催場所: マウオポルスカ県, クラクフ市, 日本美術技術博物館, ul. M. Konopnickiej 26

詳細: <http://manggha.pl/wystawa/washi-no-fushigi-tajemnica-papieru>

### 【開催中】 ポフシン植物園での日本月間【3月23日(土)～5月5日(日)】

ワルシャワにて、ポーランド科学アカデミーの植物園・ポフシン生物多様性保全センター主催による『ポフシン植物園での日本月間』が開催中です。日本に関する写真展、折り紙・書道ワークショップ、苔玉・わびくさ・生け花ワークショップ、着物デモンストレーション、日本食フェスティバルなどが予定されています。

開催場所: ワルシャワ, ポフシン植物園, ul. Prawdziwka 2

詳細: <https://www.ogrod-powsin.pl/>

### 【予定】 講演会「俳句」【3月28日(木) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、アグニエシカ・ジュワフスカ＝梅田氏による講演会が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

### 【予定】 日本映画上映会【3月30日(土)】

ワルシャワのスウジェフ文化センターにて、日本映画上映会が開催されます。入場は無料です。

上映スケジュール:

17:00 幼獣マメシバ (2009年)

19:00 誰も守ってくれない (2009年)

開催場所: ワルシャワ, スウジェフ文化センター, Bacha 15

詳細: <https://www.facebook.com/events/355090708430143/>

### 【予定】 ポーランド青年・ジュニア・子供剣道選手権【4月6日(土) 9:00】

ビドゴシチにて、ビドゴシチ剣道・居合道・杖道協会主催による『ポーランド青年・ジュニア・子供剣道選手権』が開催されます。

開催場所: ビドゴシチ, Kartowicza 2

詳細: <http://kendo.bydgoszcz.pl/>

### 【予定】 日本・ポーランド国交樹立100周年記念展【4月8日(月)～ 10日(水)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、EMP GALLERYによる展覧会が開催されます。入場は無料です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22 584 73 00，Eメール：  
info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51（4階），Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。  
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。  
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト ([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)) も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))